

法律小委員会が1974年5月29日採択した本文

直接テレビジョン放送のための人工衛星の国家による使用を規律する原則

I 国際法の適用

人工衛星による（直接）テレビジョン { (一案) 国際放送
(二案) 放送
(三案) 放送で国際的影響を与えるもの }

の分野における諸活動は、国際連合憲章、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約、国際電気通信条約及

び附属無線通信規則の関係規定 { (一案) を含む一般に認められた国際法の規則
(二案) 並びに { (甲案) 国家間における友好
(乙案) 国家間における友好

に従い、並びに { (甲案) 国家間における友好関係及び協力に関する国際法原則
(乙案) 国家間における友好関係及び協力並びに人権に関する関係及び協力に関する国際法原則宣言及び世界人権宣言に含まれる } 国際法の
関係及び協力並びに人権に関する

則宣言及び世界人権宣言に含まれる } 国際法の諸原則に相当の考慮を払つて

諸原則を含む一般に認められた国際法の規則に従つて

- { (一案) 行われるものとする。
(二案) 行われることを国は確保しなければならない。
(三案) 行われることについて、国は責任を負う。 }

II 国の権利及び利益

すべての国は、人工衛星による直接テレビジョン放送の分野における諸活動を行い及び〔その監督下に〕許可する平等の権利を有し、並びにこれから生ずる〔教育的文化的技術的科学的〕利益（この技術の使用についてのアクセスを含む。）を衡平にかつ無差別に享受するのとする。

（一案）ことを認められる。

（二案）適当な機会を与えられるものとする。

III 国際協力

人工衛星による直接テレビジョン放送（で国際的影響を与えるもの）の分野における（国家間の）諸活動は、国際協力に基づかなければならない。

当該協力は、関係諸国又はその許可する団体の間における適当な取り決めの主題としなければならない。

（国又はその許可する団体は、人工衛星による外国への直接テレビジョン放送を、当該外国の明示の同意ある場合に限り、行うことができる。）

IV 国の責任

国は、人工衛星による直接テレビジョン放送（の分野における国際的義務違反）に対し、

（一案）当該活動が政府機関又は非政府団体のいずれによつて行われるとを問わず、

（二案）当該活動が政府機関によつて行われるときは、

（宇宙条約の関係規定に従つて）国際責任を負う。

（なお、国は、

（一案）本原則を適用するために国内立法措置がとられること

（二案）当該放送が本原則に従つて行われること

）を確保する国際責任を負う。）

人工衛星による直接テレビジョン放送が国際機関により行われるときは、本原則に従う責任は、当該国際機関及びその加盟国のいずれも負う。

（国は、自らが 又は非政府団体が行う直接放送衛星により放送されるテレビジョン番組から本原則に定める素材を排除することを怠ることについて国際責任を負う。）

V 紛争の平和的解決

人工衛星による直接テレビジョン放送の分野において生ずることあるべき紛

争は、
(一案) 本原則に相当の考慮を払つて
(二案) 本原則に基づいて
当該紛争の当事国間における

迅速な協議により解決されるものとする。当該協議により双方に受諾可能な解決が得られないときは、紛争の平和的解決のため確立された手続きによつて解決を図るものとする。

(国が直接放送衛星活動から生ずる紛争を当該確立された手続きによつて解決することを求めることを怠るときは、当該活動により影響を受ける他の国は、当該活動に関し、国際法により適法と認められる手段をとることができる。)

付録Ⅲ

議題4（宇宙通信の種々のインプリケーション：直接放送衛星作業部会の報告書）に関する文書

(A) ワーキンググループⅢの議長の報告書

法律小委員会は、5月6日「宇宙通信の種々のインプリケーション：直接放送衛星作業部会の報告書」の議題に関するワーキンググループⅢを設立した。ワーキンググループは、5月17日作業予定に関する会合を開き、次の原則を下に示す順序で討議することを決定した。これらの原則については、直接放送衛星作業部会の第5会期中において、相当程度のコンセンサスがあつたものである。すなわち、次の5つである。

1. 国際法の適用
2. 国の権利及び利益
3. 国際協力
4. 国の責任
5. 紛争の平和的解決

ワーキンググループは、5月20日会合し、全員から成る起草グループを設置した。起草グループは、6回（うち1回は夜間）会合した。カナダ及びスウェーデン、ソ連、米国並びにアルゼンチンの提案並びに非公式文書を検討した結果、起草グループは、5原則を起草することができた。コンセンサスが得られなかつたか実質的に討議されなかつたときには、関係の語又は文は、括弧内に入れてある。

5月28日の会合で、ワーキンググループⅢは、起草グループの仕上げた上記原則の本文を検討し、若干の修正のうえ、その本文を承認した。その後ワーキンググループⅢは、このようにして定められ PUOS/C.2 (XIII) /WG.Ⅲ/1 /Rev.1 文書として配付された原則の本文とこの報告を小委員会の報告書の付録として再録することを小委員会に要請することを決定した。